

会員規定

一般社団法人東京都技能士会連合会

第1 入会規定

(目的)

第1条 一般社団法人東京都技能士会連合会定款（以下、単に「定款」という。）第7条に基づき、会員の種別、正会員の資格及び入会について必要な事項を定め、適切、厳正な入会承認に資する。

(定義)

第2条 定款第5条第1項第1号の「技能士と同一視される資格」とは、技能の職種・作業に関わる資格で、国家資格又は技能五輪全国大会に参加資格として認められるなど、社会から技能士と同等に評価される資格をいう。

2 定款第5条第1項第1号の「主として技能士で構成される技能士会」とは、次の各号を満たすものをいう。

①技能士が、その構成員の3分の2以上であること。

②会長等の主たる役員が、技能士であること。

(団体会員の名称)

第3条 団体会員の名称は、第6条第2項の「すべての技能士又は技能士と同一視される有資格者が加入可能な」ものとするため、開かれた組織に相応しいものとするのが望ましい。

(入会の制限)

第4条 団体会員は、1職種(作業)を原則とする。ただし、既に同職種(作業)の団体会員があり、他の組織から入会の申し込みがされた場合は、同職種(作業)の既入会の団体会員が賛成であって、両者から「相互に協調・融和して活動する」旨の文書が提出されたときに、入会を認める。

(入会の申し込み)

第5条 入会申し込みは、別記様式1, 2, 3による。

(入会審査会の設置)

第6条 入会の審査を適正に行うため、正副会長及び常務理事をもって構成する入会審査会を設置する。

2 入会審査会は、入会の申し込みについて、定款及びこの規定に従って審査し、その結果を理事会に提出する。

附 則

この規定は、総会開催日（平成27年6月11日）から施行する。

第2 会費規定

(目的)

第1条 一般社団法人東京都技能士会連合会定款第11条の規定に基づく会費の額、徴収の時期等についてはこの規定の定めるところによる。

(会費の額)

第2条 会費の額は、次のとおりとする。

1. 正会員（団体会員）の会費

正会員（団体会員）の会費は、第1号による会費および第2号による会費の合計額とする。

(1) 会員数の区分による会費

一律 年額 30,000円

(2) 会員数による会費

会員1名（加入事業主1団体）につき 1,000円

2. 正会員（個人会員）の会費

正会員（個人会員）の会費は、年額3,000円とする。

3. 賛助会員の会費

賛助会員の会費は、1口年額2万円とし、理事会が別に定める。

(納入の時期)

第3条 会費は、毎年6月末までに当該年度分を納入するものとする。

ただし、6月1日以降会員になった者は、当該年度に限り、入会の日の属する月の翌月の末日までとする。

附則

1. この規定は、总会開催日（平成27年6月11日）から施行する。

2. 会費算定上の会員数確定の基準日は、平成27年度の会費においては平成27年5月15日、平成28年度以降においては、当該年度の4月1日とする。